

西興部村障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本村における障害者優先調達の一層の推進を図ることを目的として定めるものである。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、本村のすべての部局が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、以下の施設等のうち、本村内に所在地又は住所地を有するものとする。

（１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）

に基づく事業所・施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）

ウ 生活介護事業所

エ 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

（２）障害者を多数雇用している企業

ア 障害者雇用促進法の特例子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所

（３）在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者

イ 在宅就業支援団体

5 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

（１）物品

ア 農作物

イ 加工食品

ウ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

ア 清掃業務、除草作業、軽作業

イ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 調達推進方法

(1) 調達方針の策定及び見直し、調達実績の取りまとめ及び庁内への周知等に関する調整事務は、住民課福祉係（以下「調整担当課」という。）が行う。

(2) 調整担当課は、年度毎に前年度の調達実績や当該年度の調達予定を勘案のうえ、障害者就労施設等からの調達の目標を決定し、村ホームページ等により公表する。

(3) 各所属課は、障害者就労施設等に対し調達を行うときは、可能な範囲内で、障害者就労施設等の特性に配慮した仕様及び納期の設定等に努めるものとする。

(4) 調整担当課は、本方針及び市内の障害者就労施設等の情報を庁内に周知し、障害者就労施設等からの調達の推進を図る。

7 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本方針を策定又は見直ししたときは、村ホームページ等により公表する。

(2) 調達実績については、翌年度の4月末までに概要を取りまとめ、村ホームページ等により公表する。

8 進行管理

調整担当課は、調達の目標を達成するため、年度途中における調達状況の把握を行い、進行管理に努めるものとする。

9 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じ本方針の見直しを行うものとする。

10 この方針は、平成29年5月31日から施行する。